

平成 27 年度 豊後大野市簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）

平成 27 年度豊後大野市簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 51,300 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 294,928 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の廃止は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 27 年 12 月 1 日提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 市債		51,300	△51,300	0
	1 市債	51,300	△51,300	0
歳入合計		346,228	△51,300	294,928

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		193,652	△51,300	142,352
	1 管理費	193,652	△51,300	142,352
歳出合計		346,228	△51,300	294,928

第 2 表 債務負擔行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
検 針 委 託 料	平 成 28 年 度	6,400

第 3 表 地 方 債 補 正

(廃止)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
簡 易 水 道 事 業 債	51,300	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式により借入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金・地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。